



認定対象となる 「新商品」を募集します！

下関市では、「新商品」の生産により新たな事業分野の開拓を図ろうとする
市内中小企業者を支援するため、市が認定した中小企業者が生産した「新商品」について、
随意契約により購入できる制度を設けています。
認定された新商品は、市ホームページで広く周知します。
皆様からの積極的な申請をお待ちしています！

募集期間

令和8年8月3日(月)～11月27日(金)【必着】

／認定のメリット／

① 市の随意契約の対象に！

市が当該「新商品」を購入する際、
通常の競争入札によらず、
随意契約による購入が可能と
なります。

※認定が「新商品」の購入を担保
するものではありません。



② 市ホームページでPR！

認定された「新商品」は、
市のホームページに掲載して
周知を図ります。



対象者



市内に主たる事業所を有する中小企業者で、
「新商品」の生産により新たな事業分野の開拓を図ろうとする者

対象となる「新商品」 次の全てを満たす商品(物品に限ります。)

- 1 市内に主たる事業所を有する中小企業者が企画し、又は開発した商品であること。
- 2 申請時において既に市内で販売されていること。
- 3 市の機関が調達している品目であること、又は市の機関における用途が見込まれること。
- 4 商品化後おおむね10年以内の物品であること。
- 5 市内で類似の商品が生産され、又は販売されていないと認められる商品であること。
- 6 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 7 「新商品」の生産方法並びに生産に必要な資金の額及びその調達方法が、事業を確実に実施するために適切なものであること。

随意契約の対象



市が「新商品」(物品)を直接購入する契約
※役務調達、業務委託、賃貸借、工事請負等の契約は対象ではありません。

申請方法



次の書類を持参、郵送又は電子メールにて提出してください。
(郵送の場合は、簡易書留郵便等の配達記録が確認できる方法で行ってください。
電子メールの場合は、申請受付後、市から受付メールを送信しますので、数日経っても受付メールが届かない場合は、必ず下関市産業振興課にご連絡ください。)

- ✓ 認定申請書
- ✓ 会社定款及び登記簿謄本
- ✓ 直近2営業期間の決算書類(貸借対照表及び損益計算書)
- ✓ 市税を滞納していないことを証明する資料
- ✓ 「新商品」に関する資料(パンフレット等)

審査・認定



提出書類をもとに審査を行い、「下関市新商品利用促進審査会」の意見を踏まえ、認定の可否を決定します。

審査会: 令和9年1月中旬(予定)

認定結果公表: 令和9年1月下旬(予定)

※審査会では、プレゼンテーションを実施していただく予定です。

※「新商品」の認定を受けた者に対し認定証を交付します。

※認定期間は、「認定日から2年を経過した日の属する年度の末日まで」となります。

その他

「新商品」の認定を受けた者は、下関市の物品売買・修繕の競争入札参加資格の登録が必要となります。

提出先・ 問合せ先

下関市 産業振興部 産業振興課 工業係

〒750-0006

下関市南部町21番19号 下関商工会館4階

TEL: 083-232-7214 FAX: 083-235-0910

mail: business-support@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※開庁時間は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

詳細はこちら

